

関西国際空港の開港と植物検疫

はじめに

わが国の航空需要は、就航便数の増加及び新規路線の開設により急増しており、主な国際空港の取扱量が限界に近づいている。

このため、新東京国際空港では平成4年12月に第二ターミナルビルが完成し、乗降客の混雑が緩和されている。一方、大阪国際空港は市街地にあり、周辺住民に対する航空機騒音問題があり飛行時間が朝7時から夜9時までに制限されているため、新しい空港の建設が望まれていた。

このたび、関西国際空港が平成6年9月4日に開港したので、その概要と検疫体制を紹介する。

空港の概要：昭和62年から大阪湾南部の泉州沖5kmに海上空

港として工事が着工され、7年8カ月の歳月をかけて完成した。新空港は関西の表玄関として、本格的な24時間運用の空港で、国内路線と海外の各都市を結ぶ国際ハブ（拠点）空港として大きな期待が寄せられている。

関西新空港は511ヘクタールの人工島で、長さ3,500メートルの滑走路が一本あり、年間16万回の離発着が可能で、3,200万人の乗客輸送と110万トンの貨物の取扱いができる。

旅客ターミナルビルは延べ面積296千㎡、地上

4階、地下1階建である。4階は国際線出発フロアー、3階はレストラン、ショッピングフロアー、2階は国内線フロアー、1階は国際線到着フロアーになっている。ターミナルビルの南北両側には、航空機への乗降用通路となる680mのウイングがあり、国際線54スポット、国内線7スポット、国際線と国内線が併用できるスイングスポットが2スポット設置されている。これらスポットへの

移動は、無人運転の新交通システム「ウイングシャトル」が運行されており、チェックインした旅客を1分足らずで国際線搭乗ゲートへ運ぶことができるようになっている。

また、貨物ターミナルは面積31ヘクタールで、輸出入上屋、生鮮貨物の仕分

場、くん蒸倉庫などの関連施設があり、各航空会社、通関業者及び官庁の事務所は2階のスカイウエーにより結ばれており業務が効率的にできるようになっている。

開港した9月4日現在、21カ国の航空会社29社が週318便を運航しており、世界各地の35都市と結ばれている。このうち、貨物専用便の運航は4社で、韓国、東南アジア等から週18便となっている。乗入れを予定しているベトナム、モンゴル、エチオピアなど9カ国は、いずれも、わが国に初めて



関 西 国 際 空 港

乗入れする国で、今後順次運航され、来年4月の夏ダイヤ編成頃には週450便に達する見込みである。

貨物検査：航空貨物を取扱う貨物合庁は、ターミナルビルから約2 km離れた国際貨物地域内にあり、輸入植物を検査する施設は全て1階に配置されている。検査場所は、植物の種類により検査室が分かれており、苗木、球根などの栽植用植物は輸入第一検査室、切花類は第二検査室、青果物及び雑品類は第三検査室で検査を行っている。これらの検査室は商品の劣化を防止するため冷暖房装置が完備されている。また、検査を円滑に行うため、検査で発見された害虫確認や微小害虫の生死判別などは第二精密検査室、種子のブロッター検査や病原菌の培養などは第一精密検査室で行っており、これらの検定に必要な器具器材が整備されている。

開港後1カ月の貨物取扱量は、1日当り輸出が300トン、輸入が530トンで、大阪国際空港と比べて6割増となっているが、検査施設が効率的、かつスピーディーに出来るようになっており、検査の順番を待つようなことはなく順調なスタートとなっている。

携帯品検査：植物防疫所の検査カウンターは国際線到着ロビー内にあり、税関検査の前に植物検疫を受けるよう植物検疫カウンター位置を示すサインアップルとアンスリウムをあしらった案内板が天井から吊下げられている。ここに持込まれる

植物類は、シンガポールやタイなど東南アジアから輸入されるラン切花などが多い。中には、わが国が侵入を警戒しているミカンコミバエ、ウリミバエの寄主植物であるマンゴウやパパイヤなどの熱帯果実類が持込まれることがあり、これらは輸入禁止品であるため法律に基づき廃棄処分されることとなる。このため、植物防疫所では一般の旅



携帯品の植物検査



植物検疫PRルーム

行者に輸入禁止植物を持込まないようにしていただくため、4階の出国ロビーにPRルームを設置している。ここには世界地図上に禁止対象病害虫写真を配置して、発生地が一目でわかるように示しているほか、ビデオテープによる広報、輸入禁止対象生果実の模造品などを展示している。また、植物検疫広報用リーフレットも常設しており、広報に努めている。

おわりに

わが国の主要空港が相次いで整備される中、地方空港においても空港を国際化して地域の活性を図ろうとする動きが活発

で国際臨時便の増便や定期便の新設が増えている。これに伴い、植物類を輸入できる場所、すなわち植物防疫法に基づく指定飛行場は年々増加し、平成6年には20空港に及んでいる。

植物防疫所では、それぞれの空港に植物防疫官を配して、海外から持込まれる植物類の検疫に万全を尽くしており、今後海外に出かけられる皆様の植物検疫に関するご理解とご協力をお願いする。